

平成28年度から国民健康保険税の税率等を改定

国民健康保険（以下国保）は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度で、国保の事業は、国や県などからの負担金のほか保険税を主な財源として運営しています。

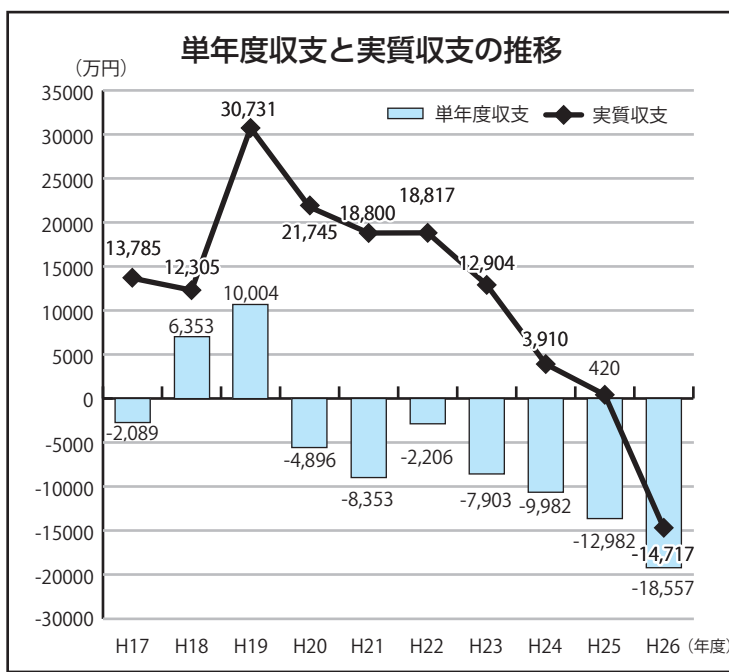
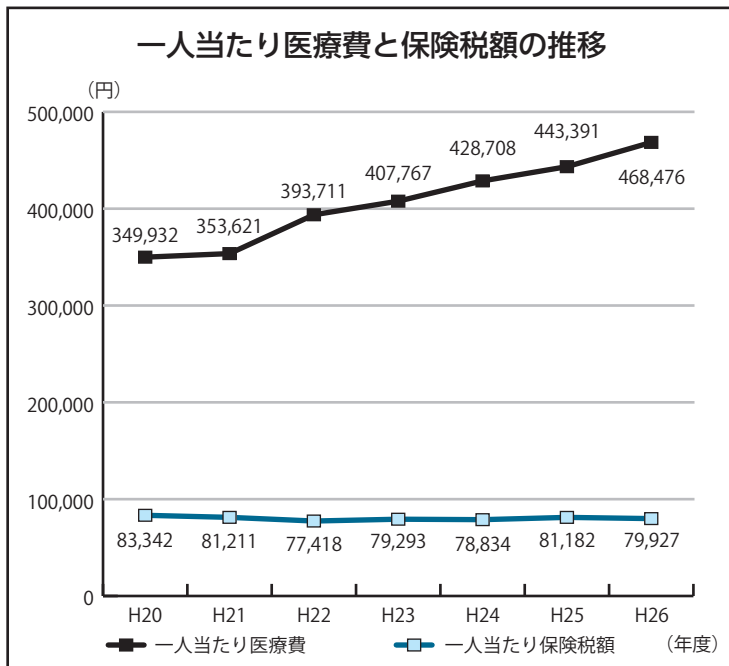
多久市では、平成20年度に保険税の税率改正を行って以降、8年間税率を据え置いてきましたが、多久市の国保財政は、年々医療費が増加し、大変厳しい状況となっています。

これまでは、基金等を取り崩して加入者負担増にならないよう努めて運営してきましたが、平成26年度決算で

は赤字となり、増え続ける医療費を支払うためには、財源となる保険税を引き上げざるを得ない状況です。

国保財政は、全国的にも大変厳しい状況にあるために、国は国保制度改革に乗り出し、平成30年度から市町村の運営から都道府県と市町村の共同運営へ移行されることになり、移行までに累積赤字を解消しなければなりません。

今後計画的に赤字を解消し、安定した国保制度を維持していくため、平成28年度から国保税の税率などを改正します。
みなさんのご理解とご協力をお願いします。



改正内容 平成28年度からの税率等は下表のとおりです。

区 分		改正前	改正後
医療分	所得割額	9.2%	10.1%
	均等割額（一人分）	22,200円	25,700円
	平等割額（世帯分）	28,000円	31,500円
後期高齢者支援分	所得割額	2.3%	2.6%
	均等割額（一人分）	5,600円	6,300円
	平等割額（世帯分）	7,000円	7,200円
介護分	所得割額	1.7%	2.1%
	均等割額（一人分）	7,800円	9,300円
	平等割額（世帯分）	4,000円	4,400円

1年間の国民健康保険税＝「医療分」の保険税＋「後期高齢者支援金分」の保険税＋「介護分」の保険税
※「介護分」の保険税は、40歳以上65歳未満の加入者がおられる世帯に負担していただきます

▶ 問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

